

四日市市上下水道局管理規程第6号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 個人の場合は、市県民税の納税証明書</p> <p>(8) 法人の場合は、法人税及び代表者の市県民税の納税証明書</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 個人の場合は、市県民税の納税証明書及び印鑑登録証明書</p> <p>(8) 法人の場合は、法人税及び代表者の市県民税の納税証明書並びに法人の印鑑証明書</p>
<p>(指定の更新)</p> <p>第8条 指定業者が、指定の有効期間満了後引き続き指定業者として指定を受けようとするときは、その満了の日の2か月前までに四日市市公共下水道排水設備工事指定業者継続申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し、身</p>	<p>(指定の更新)</p> <p>第8条 指定業者が、指定の有効期間満了後引き続き指定業者として指定を受けようとするときは、その満了の日の2か月前までに四日市市公共下水道排水設備工事指定業者継続申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し、身</p>

<p>分証明書及び市県民税の納税証明書</p> <p>(2) 法人の場合は、法人税及び代表者の市県民税の納税証明書、代表者の身分証明書</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 専属する責任技術者の名簿(第2号様式)、責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>分証明書、<u>市県民税の納税証明書及び印鑑登録証明書</u></p> <p>(2) 法人の場合は、法人税及び代表者の市県民税の納税証明書、代表者の身分証明書<u>並びに法人の印鑑証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

**四日市市公共下水道排水設備工事
指定業者指定申請書**

四日市市上下水道事業管理者

四日市市公共下水道条例第7条及び四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第3条第1項の規定による排水設備工事指定業者として指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

申請者について	① 氏名又は商号	
	生 年 月 日	年 月 日生
	② 住 所	
③ 四日市市内の 工事に関する 業務を行う 事務所等について	名称又は商号	
	主たる事務所又は店舗の所在地	
	代表者の氏名	
	電話番号及び F A X 番号	
摘 要		

- 1 上記、①、②欄については、指定業者の指定の際に交付される指定業者証に記載されます。
- 2 上記、③欄については、上下水道事業管理者が発行するパンフレット等に記載することがあります。
- 3 申請日から指定業者の指定の日までに上記記載事項が変更されたときは再提出してください。

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所

氏名

印

わたくしは、この度四日市市公共下水道排水設備工事指定業者の指定を受けるに当たり、下記について誓約します。

記

- 1 四日市市公共下水道条例等の諸規定を遵守します。
- 2 四日市市公共下水道排水設備工事に係る下記事務手続きについて、申請者の意向に基づき代行します。
 - (1) 四日市市排水設備新設等の申請
 - (2) 四日市市公共下水道使用開始届
 - (3) 下水道法第12条に規定する除害施設の設置等の届出
 - (4) 下水道法第12条の3に規定する特定施設の設置等の届出
 - (5) 四日市市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成の届出
 - (6) 四日市市生活保護世帯に対する水洗便所設置費補助
 - (7) 汚水ます及び取付管特別新設申請
 - (8) その他水路占用及び道路使用等に関する事務
- 3 排水設備工事施工に当たっては、責任技術者に当該現場を担当させます。また、当該現場にて水道、電気、ガス等の作業が必要な場合は、それぞれ必要な資格を有する者及び業者により施工します。
- 4 専従する事務職員を設置し、顧客からの苦情に対しては誠実に対応します。
- 5 四日市市排水設備新設等確認書による指示事項及び排水設備手直し指示書による指示事項を遵守します。
- 6 四日市市等の主催する排水設備責任技術者講習会に職員を派遣します。
- 7 四日市市公共下水道排水設備に係る顧客からの修繕及び調査依頼には誠実に対応します。
- 8 四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第4条第4号に掲げる事項には該当しておりません。

記入上の注意：四日市市上下水道局の給水工事指定業者資格を取得していない者は、上記に追加して「9 四日市市上下水道局指定給水装置工事業業者の指定を受けるよう努力します。」を誓約事項に記入すること。

《誓約者の記載に当たっては、誓約者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第7号様式から第10号様式を次のように改める。

**四日市市公共下水道排水設備工事
指定業者証再交付申請書**

四日市市上下水道事業管理者

排水設備工事指定業者証をき損（紛失）したため、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規則第5条第3項の規定により、関係書類を添えて再交付を申請します。

年 月 日

住所
氏名 印

届 出 区 分	
交付を受けた指定番号	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
添 付 書 類	

- 1 届出区分は、「紛失」、「き損」、「盗難」、「焼失」等と記載する。
- 2 届出区分が、「き損」の場合は、指定業者証を添付すること。
- 3 てん末書及び証明書（盗難、焼失の場合）を添付すること。

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

四日市市公共下水道排水設備工事

指定業者継続申請書

四日市市上下水道事業管理者

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第8条の規定により、排水設備工事指定業者として継続指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

申請者について	① 氏名又は商号	
	生年月日	年 月 日生
	② 住 所	
③ 四日市市内の 工事に関する 業務を行う 事務所等について	名称又は商号	
	主たる事務所 又は店舗の 所在地	
	代表者の氏名	
	電話番号及び F A X 番号	
摘要		

- 1 上記、①、②欄については、指定業者の指定の際に交付される指定業者証に記載されます。
- 2 上記、③欄については、上下水道事業管理者が発行するパンフレット等に記載することがあります。
- 3 申請日から指定業者の継続指定の日までに上記記載事項が変更されたときは、再提出してください。

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

**四日市市公共下水道排水設備工事
指定業者指定辞退届**

四日市市上下水道事業管理者

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規則第9条第1項の規定により、排水設備工事指定業者としての指定を辞退したく関係書類を添えて届出ます。

年 月 日

住所

氏名

印

排水設備指定業者としての業務廃止等年月日	年 月 日
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 番 号	
理 由	
添 付 書 類	1 四日市市公共下水道排水設備工事指定業者証（第6号様式） 2 条例第5条による確認を受け、未完成となっている排水設備工事の一覧表 3 上記についての今後の対応を明記した文書 4 所属する責任技術者の異動について明記した文書 5 その他

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

四日市市公共下水道排水設備工事 指 定 業 者 変 更 届	
四日市市上下水道事業管理者	
四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第9条第2項の規定により、排水設備工事指定業者としての届出内容に変更があったため関係書類を添えて届け出ます。	
年 月 日	
住所 氏名	
印	
届 出 区 分	
異 動 の 内 容	旧
	新
指 定 番 号	
理 由	
添付書類	
1 法人であって、組織を変更したとき、代表者に異動があったとき、商号及び住居表示を変更したときは商業登記簿謄本の写し	
2 個人であって、住居表示を変更したときは住民票抄本	
3 専属する責任技術者に異動があったときは異動状況を明記した文書	
4 その他	

届出区分の記入方法

- (1) 「組織の変更」
- (2) 代表者に異動があったときは「代表者変更」
- (3) 商号を変更したときは「商号の変更」
- (4) 営業所を移転したときは「住所変更」
- (5) 専属する責任技術者に異動があったときは「責任技術者の異動」

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。